供用日以後一年を経過する日の翌日から同日以後一年を経過する日までの間に終了する年	二十パーセント
供用日以後二年を経過する日の翌日から同日以後一年を経過する日までの間に終了する年	二十五パーセント
供用日以後三年を経過する日の翌日から同日以後一年を経過する日までの間に終了する年	三十パーセント
供用日以後四年を経過する日の翌日から同日以後一年を経過する日までの間に終了する年	四十パーセント
供用日以後五年を経過する日の翌日から同日以後一年を経過する日までの間に終了する年	五十パーセント

２　前項の証明を受けようとする認定輸出事業者は、別記様式一による申請書を農林水産大臣に提出するものとする。

（輸出事業用資産に関する事項の証明）

第八条　農林水産大臣は、前条第二項の規定により同項の申請書の提出を受けたときは、速やかにその内容を確認し、当該申請書に、別記様式二による証明書を添付し、当該認定輸出事業者に交付するものとする。

２　農林水産大臣は、前項の規定による証明をしないときは、別記様式三によりその旨を申請者である認定輸出事業者に通知するものとする。

（立入検査等の結果の報告）

第九条　法第五十五条第三項の規定による報告は、遅滞なく、農林水産大臣が定める様式により、次に掲げる事項を記載してするものとする。

一　立入検査又は質問を行った登録発行機関又は登録認定機関の名称及び住所並びに代表者の氏名

二～五　（略）

（立入検査等をするセンターの職員の身分を示す証明書）

第十条　法第五十五条第四項において準用する法第五十三条第三項に規定する職員の身分を示す証明書は、別記様式四によるものとする。

別記様式一（第７条関係）

輸出事業用資産の証明申請書

年　月　日

農林水産大臣　殿

住所

名称及び代表者の氏名

（個人の場合は氏名）

農林水産省関係農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律施行規則第７条第２項の規定に基づき、同条第１項の証明を受けたいので、下記のとおり申請します。

（新設）

（立入検査等の結果の報告）

第七条　法第四十条第三項の規定による報告は、遅滞なく、農林水産大臣が定める様式により、次に掲げる事項を記載してするものとする。

一　立入検査又は質問を行った登録認定機関の名称及び住所並びに代表者の氏名

二～五　（略）

（立入検査等をするセンターの職員の身分を示す証明書）

第八条　法第四十条第四項において準用する法第三十八条第三項に規定する職員の身分を示す証明書は、別記様式によるものとする。

（新設）